

火の使用をやめましょう

火災予防条例が改正され、令和8年1月1日から犬山市全域で1月から5月の間、林野火災に関する注意報や警報を発令することになりました。

林野火災注意報の発令時は、屋外で火を使用される市民の皆さんに対し、火災予防条例に定められた火の使用の制限にご協力をお願いします。

🔥 火の使用の制限についてのご協力内容とは 🔥

- ・不要不急のたき火や野焼きはしないようとする。
- ・規模を縮小するなどして、火災の危険性を減らす。
- ・火を扱う際は目を離さない。

林野火災警報の発令時は、火災予防条例に基づき、屋外における火の使用が禁止になります。

参考>



野焼き禁止



No outdoor burning.

犬山市火災予防条例第29条の2（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

【林野火災注意報発令の指標】※ (1)、(2) いずれかに該当した場合

- (1) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下
- (2) 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

【林野火災警報発令の指標】

林野火災注意報の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合

【問合せ】

犬山市消防本部 予防課

TEL 0568-65-3123